

○法令によって死亡届書の記載事項証明書（死亡診断書の写し）の提出が義務付けられているもの

請求等の内容	法令の条文
郵便局簡易生命保険 ※郵政民営化前の契約で、保険金額が100万円を超えるものに限る	保険の種類ごとの約款（郵政民営化以前）による
国民年金遺族基礎年金の請求	国民年金法施行規則
遺族厚生年金の請求	厚生年金保険法施行規則
船員保険遺族年金の葬祭料の請求	船員保険法施行規則
地方公務員等共済組合基礎年金の遺族一時金の請求	地方公務員等共済組合法施行規程
地方公務員等共済組合基礎年金の請求	地方公務員等共済組合法施行規程
地方公務員等共済組合基礎年金の旧職域加算遺族給付の請求	地方公務員等共済組合法施行規程附則
国家公務員共済組合遺族年金の遺族一時金の請求	国家公務員共済組合法施行規則
国家公務員共済組合遺族年金の請求	国家公務員共済組合法施行規則
私立学校職員遺族共済年金の遺族一時金の請求	私立学校教職員共済法施行規則
私立学校職員遺族共済年金の請求	私立学校教職員共済法施行規則
労働者災害補償保険法の遺族補償年金の請求	労働者災害補償保険法施行規則
労働者災害補償保険法の遺族補償一時金の請求	労働者災害補償保険法施行規則
労働者災害補償保険法の葬祭料の請求	労働者災害補償保険法施行規則
労働者災害補償保険法の遺族特別支給金の請求	労働者災害補償保険特別支給金支給規則

- ・請求できるのは、死亡届の届出人または死亡者の親族などです。死亡者の親族が請求する際は、死亡者との関係が分かるもの（戸籍謄本など）が必要な場合があります。
- ・窓口で請求する際は、保険証書、年金証書などの加入を証明するもの及び、窓口に来たかたの本人確認書類が必要です。
- ・郵便局簡易生命保険の死亡保険金の請求については、郵政民営化前（平成19年9月30日まで）の契約で保険金額が100万円を超えるものに限ります。それ以降の契約のものや生命保険会社の死亡保険金の受け取りのために請求することはできません。